

平成23年度業務実績報告書

(独立行政法人雇用・能力開発機構分)

独立行政法人勤労者退職金共済機構

中期目標	中期計画	平成23年度計画	平成23年度の業務の実績
<p>第2 業務の改善に関する事項</p> <p>3 勤労者財産形成促進業務について</p> <p>(1) 融資業務について</p> <p>融資業務の運営に当たっては、担当者の融資審査能力の向上や、国及び関係機関と連携を図ることにより、適正な貸付金利の設定等、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資する融資を実現すること。</p> <p>(2) 周知について</p> <p>① ホームページ及びパンフレットにおいて、制度内容、利用条件、相談・受付窓口等を公開し、各種情報の提供を充実させ、申請者である事業主の利便を図るのみならず、制度の恩恵を受けることとなる勤労者の利便を図ること。</p> <p>② 説明会や相談業務等を通じて、制度の趣旨等を申請者である事業主のみならず、制度の恩恵を受けることとなる勤労者に対し十分に周知することにより、勤労者の利便を図るとともに、申請者については申請内容の適正化を図ること。</p>	<p>第1 業務の改善に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>3 勤労者財産形成促進業務について</p> <p>(1) 融資業務について</p> <p>融資業務の運営に当たっては、担当者の融資審査能力の向上に努めるとともに、国及び関係機関と連携を図り、適正な貸付金利の設定等、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資する融資を実現する。</p> <p>(2) 周知について</p> <p>① ホームページ、パンフレット、申込みに係る手引等を作成することとし、その作成に当たっては、制度内容、利用条件、相談・受付窓口等を利用者の視点に立った分かりやすい表現とする。パンフレット、申込みに係る手引等については、都道府県センター等において配布する。また、インターネットを通じた質問を受け付け、よくある質問については回答をホームページに公開するなど積極的に利用者の利便の向上と情報提供に努める。さらに、貸付金額、利用条件等の制度内容に変更があった場合は当該変更が確定した日から、7日以内にホームページ等で公開する。</p> <p>② 説明会や相談業務等を通じて制度の趣旨、内容、申請手続等を利用者に対して十分に説明することなどにより、利用者の利便を図るとともに、申請内容の適正化を図る。</p> <p>説明会については、終了時にアンケート</p>	<p>第1 業務の改善に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>3 勤労者財産形成促進業務について</p> <p>(1) 融資業務について</p> <p>融資業務の運営に当たっては、担当者の融資審査能力の向上に努めるとともに、厚生労働省及び関係機関と連携を図り、適正な貸付金利の設定を行い、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資する融資を行う。</p> <p>(2) 周知について</p> <p>① 制度内容、利用条件、相談・受付窓口等を利用者の視点に立った分かりやすい表現で、ホームページ、パンフレット、申込みに係る手引等を作成する。</p> <p>② パンフレット、申込みに係る手引等は、都道府県センター等において配布する。</p> <p>③ インターネットを通じた質問を受け付け、よくある質問については回答をホームページに公開する。</p> <p>④ 貸付金額、利用条件等の制度内容に変更があった場合は当該変更が確定した日から、7日以内にホームページ等で公開する。</p> <p>⑤ 説明会や相談業務等において制度の趣旨、内容、申請手続等を利用者に対して十分に説明する。</p> <p>説明会については、終了時に参加者に対してアンケート調査を実施し、80%以上の者から制度の理解に役立った旨</p>	<p>第1 業務の改善に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>3 勤労者財産形成促進業務について</p> <p>(1) 融資業務について</p> <p>融資業務の運営に当たっては、住宅金融支援機構等と必要な情報交換を行うとともに、通信講座の受講、図書等の活用により、担当者の融資審査能力の向上に努めた。また、規程改正等に伴う内容の見直しを行った上で、金融機関担当者用及び都道府県センター業務担当者用のマニュアルをそれぞれ作成し配布した。</p> <p>貸付金利の設定等に関しては、基準金融機関の短期プライムレート及び5年利付国債の入札結果をもとに設定した貸付金利を確定するため、住宅金融支援機構及び厚生労働省との調整を毎月行うことで、適正な貸付金利の設定を行い、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資する融資を行った。</p> <p>なお、住宅金融支援機構と資金調達、融資業務等について意見交換を行い、一層の連携を図った。</p> <p>(2) 周知について</p> <p>財形業務の周知、利用者の利便や申請内容の適正化等を図るため以下の措置を講じた。</p> <p>① パンフレット等の作成</p> <p>制度内容、利用条件、相談・受付窓口等を利用者の視点に立った分かりやすい表現で、見直しを行った上で、ホームページ、パンフレット、リーフレット、申込みに係る手引等を作成した。</p> <p>② パンフレット等の配布による周知</p> <p>パンフレット、リーフレット、申込みに係る手引等を都道府県センター等の制度説明会等において配布、周知した。</p> <p>③ ホームページでの公開</p> <p>(平成23年度(上半期)実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アクセス件数 81,484件 ・ 対前年度同期比 13.7%減 <p>(イ) よくある質問</p> <p>来所や訪問等による相談のほか、インターネットを通じた質問を受け付け、よくある質問については、見直しを行った上で、回答をQ&Aとしてホームページに公開した。</p> <p>(ロ) 財形資料請求コーナーの実施</p> <p>電話等による資料請求のほか、ホームページ上の財形資料請求コーナー、ダウンロード資料を活用し、利用者の資料要求に迅速に対応した。</p> <p>④ 貸付利率の変更等に伴うホームページの公開</p> <p>貸付利率の変更等については、変更が確定等した日から7日以内にホームページに次のとおり公開した。</p> <p>(貸付金利の変更)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回 確定した日の当日 (平成23年6月24日) ・ 第2回 確定した日の当日 (平成23年9月26日) <p>(東日本大震災特例貸付の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行日の当日 (平成23年7月8日) <p>⑤ 制度説明等の実施</p> <p>(イ) 制度説明等の実施</p> <p>都道府県センターにおいて、本部から送付された財形制度説明用資料等を活用し、説明会、事業所訪問、相談業務等を通じ制度の趣旨、内容、申請手続等を利用者に対して十分に説明した。</p> <p>(平成23年度(上半期)実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財形制度の説明会の実施 132回

中期目標	中期計画	平成23年度計画	平成23年度の業務の実績										
<p>説明会については、終了時にアンケート調査を実施し、内容を理解した旨の評価を80%以上得られるようにすること。</p> <p>なお、アンケート調査については、事業主等の意見をよりの確に把握できるように実施するとともに、当該調査結果を分析して業務の質の向上に反映できるようにすること。</p>	<p>ト調査を実施し、80%以上の者から制度の理解に役立った旨の評価が得られるようにする。</p> <p>なお、アンケート調査については、事業主等の意見をよりの確に把握できるように実施するとともに、当該調査結果を分析して業務の質の向上に反映できるようにすること。</p>	<p>の評価が得られるようにする。</p> <p>なお、アンケート調査については、事業主等の意見をよりの確に把握できるように実施するとともに、当該調査結果を分析して業務の質の向上に反映させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 説明会参加者数 2,306人 事業所訪問の実施 1,047件 相談業務の実施 5,922件 <p>(ロ) アンケート調査の実施</p> <p>都道府県センターでは、説明会終了後に参加者に対してアンケート調査を実施し、88.1%の者から説明内容が「大変理解できた」「理解できた」旨の評価を得た。</p> <p>(平成23年度(上半期)実績)</p> <p>※「大変理解できた」 13.3%</p> <p>「理解できた」 74.8%</p> <p>(有効回答数 1,047人)</p> <p style="text-align: right;">(単位:%)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>対前年度増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アンケート調査理解度</td> <td>88.3</td> <td>92.3</td> <td>88.1</td> <td>△4.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ハ) 調査結果の分析・業務の質の向上</p> <p>都道府県センターにおいて、アンケート調査により、利用者の意見等の的確な把握に努めた。</p>	区 分	21年度	22年度	23年度	対前年度増減	アンケート調査理解度	88.3	92.3	88.1	△4.2
区 分	21年度	22年度	23年度	対前年度増減									
アンケート調査理解度	88.3	92.3	88.1	△4.2									
<p>③ 外部委託の活用や関係機関との連携を図ることにより、より効果的な制度の周知、利用の促進を図ること。</p>	<p>③ 外部委託の活用や関係機関との連携を図ることにより、より効果的な制度の周知、利用の促進を図ること。</p>	<p>⑥ 外部委託の活用や関係機関との連携を図り、より効果的な制度の周知、利用の促進を図ること。</p>	<p>⑥ 外部委託の活用等</p> <p>広報業務について、外部委託を活用し、また都道府県センターにおいては関係機関との連携を図り、より効果的な制度の周知、利用の促進を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報外部委託先 民間広告代理店 1社 広報内容 インターネットを活用した広報 										
<p>(3) 業務運営の効率化について</p> <p>業務の外部委託や競争入札を活用することによる業務の効率化、経費削減に努めること。</p>	<p>(3) 業務運営の効率化について</p> <p>業務の外部委託や競争入札を活用することによる業務の効率化、経費削減に努めること。</p>	<p>(3) 業務運営の効率化について</p> <p>業務運営については、業務の外部委託、競争入札や契約の見直しによる業務の効率化、経費削減に努めること。</p>	<p>(3) 業務運営の効率化について</p> <p>広報については、外部委託を活用することにより、効果効率的に業務を実施した。また、広報資料の作成及び広報外部委託については内容の見直し等により、経費削減を行った。</p>										
<p>(4) その他</p> <p>経過措置期間の助成金支給については、不正受給防止に努め、適正に執行すること。</p>	<p>(4) その他</p> <p>経過措置期間の助成金支給については、不正受給防止に努め、適正に執行すること。</p>	<p>(4) その他</p> <p>経過措置期間の助成金支給については、不正受給防止に努め、適正に執行すること。</p>	<p>(4) その他</p> <p>経過措置期間の助成金については、本部総務部に監察役及び各都道府県センターに給付調査役を配置し、不正受給防止マニュアルの遵守を徹底するための点検を行った。</p> <p>また、本部において、都道府県労働局に雇用保険関係データの照会(OCR照会)を行う等不正受給防止に努めた。</p>										
<p>5 上記に個別に掲げる業務のほか、機構が行う業務については、国の雇用対策と密接に連携し、効果的・効率的な実施に努めること。</p>	<p>5 上記に個別に掲げる業務のほか、機構が行う業務については、国の雇用対策と密接に連携し、効果的・効率的な実施に努めること。</p>	<p>5 上記に個別に掲げる業務のほか、機構が行う業務については、国の雇用対策と密接に連携し、効果的・効率的な実施に努めること。</p>	<p>5 上記に個別に掲げる業務以外の業務</p> <p>(3) 東日本大震災に係る対応について</p> <p>3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害(4/4以降、東日本大震災)の被災者等に対して行った主な対応措置は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 財形持家融資を返済中の被災者に対し、返済金の払込みの据置、返済期間の延長や据置期間中の金利の引下げを実施。 居住していた住宅に被害を受けた勤労者が当該住宅に代わる住宅の建設、購入又は損傷した住宅を補修する場合、金利の引下げ、据置期間を設けることができる特例貸付を実施。 										

中期目標	中期計画	平成23年度計画	平成23年度の業務の実績
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 財形融資業務については、中期目標期間の最終年度までに累積欠損の解消を目指すこと。このため、収益改善及び業務経費の削減等に関する具体的な計画を策定し、当該計画を着実に実行するとともに、適正な債権管理に努めること。</p> <p>2 暫定的に行う業務についても下記に従い、財務内容の改善に努めること。</p> <p>(1) 雇用促進融資については、債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）の処理を進めるとともに、財政投融資への着実な償還を行うこと。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 中期計画を実施するため、また、下記の方針のもと、予算、収支計画及び資金計画を策定する。</p> <p>(1) 財形融資については、効果的な普及啓発活動により貸付額の確保を図りつつ適正な貸付金利の設定等により中期目標期間の最終年度までに累積欠損の解消を目指す。このため、収益改善及び業務経費の削減等に関する具体的な計画を策定し、当該計画を着実に実行するとともに、金融機関等を通じ債権の適正な管理に努める。</p> <p>(2) 雇用促進融資については、金融機関等を通じ債権管理を適切に行うとともに、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）については、必要に応じて法的措置を講じること等により、債権の回収・処理に努め、償還計画どおり、財政投融資への着実な償還を行う。</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 勤労者財産形成促進業務において資金繰り上発生する資金の不足への対応として585億円</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 下記の方針のもと、予算、収支計画及び資金計画を策定する。</p> <p>(1) 財形融資については、効果的な普及啓発活動により当年度貸付額の確保を図りつつ適正な貸付金利の設定、業務経費の削減等により累積欠損金の解消に向け、収益改善を図る。</p> <p>また、債権管理については、金融機関等との連携を密にし、債務者及び抵当物件に係る情報の収集及び現状把握等を行い、適正な管理に努める。</p> <p>(2) 雇用促進融資の債権管理については、金融機関等との連携を密にし、債務者及び抵当物件に係る情報の収集及び現状把握等による債権の適切な管理、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）に係る適切な指導や必要に応じた法的措置の実施等による債権の回収・処理に努め、償還計画どおり、財政投融資への着実な償還を行う。</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 勤労者財産形成促進業務において資金繰り上発生する資金の不足への対応として585億円</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 基本的な方針</p> <p>(1) 財形融資</p> <p>① 累積欠損金の解消 当期利益として、28億円を計上した結果、累積欠損金は平成23年9月末時点で43億円となった。 (平成23年度（上半期）の貸付額 70億円)</p> <p>② 債権管理 債務者及び抵当物件に係る情報収集及び現状把握等、債権の適正な管理を行うとともに、各（再）受託金融機関に対し連携強化に向けた文書を発出した。</p> <p>(2) 雇用促進融資 雇用促進融資については、適切な債権管理及び財政投融資への償還等を以下のとおり行った。</p> <p>① 債権管理</p> <p>(イ) 債権管理 債務者及び抵当物件に係る情報収集及び現状把握等、債権の適切な管理を行うとともに、各（再）受託金融機関に対し、連携強化に向けた文書を発出した。</p> <p>(ロ) リスク管理債権 債権管理業務を受託している金融機関に対し業務指導を実施し、現状の把握等適切な管理に努めるとともに、債権の回収・処理に努めた。 (平成23年度（上半期）実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務指導 9回 ・ 法的措置状況 2回 <p>② 財政投融資への償還 財政投融資への償還に関しては、約定通りの償還を行った。 (平成23年度（上半期）実績)</p> <p>償還額： 元金 10億円 利息 3億円</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 短期借入金 資金繰り上発生した資金不足に対するつなぎ資金として、借入限度額の範囲内で、借入を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 借入限度額 : 585億円 ・ 借入額 : 210億円（平成23年度（上半期）実績）